

訪問看護ステーション ハローナース西広島重要事項説明書

1. 事業目的

訪問看護ステーション ハローナース西広島（以下、「事業所」という）は、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の維持回復を目指すことを目的とします。

2. 運営方針

- 1) 事業所は主治医の指示を受け、心身の状況等を把握し、他の医療・保健・福祉サービス等と連携し、心身の機能の評価を行いながら療養の目標を設定し、計画的に訪問看護を行います。
- 2) 事業所は指定訪問看護事業を実施するにあたり、利用者に対して、その内容及び手続きを説明し同意を得て行います。

3. 事業所の概要

- 1) 介護保険指定事業者番号：3460290251
- 2) 所在地：広島市西区田方二丁目16番45号
- 3) 事業所名：訪問看護ステーション ハローナース西広島
- 4) 管理者：園山 八重子

4. 職員体制及び職務内容

職種	職務内容	人員数
管理者(看護師)	従業者の管理及び訪問看護に関する業務	1名
看護師	訪問看護（リハビリテーションを含む）	2.5以上（常勤換算）

5. 営業日及び営業時間

- 1) 営業日：月曜日～金曜日
 - 2) 営業時間：8:30～17:30
 - 3) 休業日：土・日・祝祭日等
- * 緊急時連絡電話（24時間電話対応）：(082) 274-3838

6. 訪問看護計画

- 1) 事業所は、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標を設定し、その目標を達成するため訪問看護計画書を作成します。居宅サービス計画又はサービス支援計画が作成されている場合、当該計画の内容に沿った訪問看護計画書を作成します。
- 2) 訪問看護計画書の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、また作成した訪問看護計画書を利用者に交付します。
- 3) 訪問看護の提供にあたっては、訪問看護計画書に沿って計画的に提供します。

7. 訪問看護の内容

訪問看護の内容は、医師の指示に基づき次のサービスを提供します。

- 1) 在宅療養生活の看護
- 2) 医療的処置・管理
- 3) 認知症の看護や精神・心理的看護
- 4) ターミナルケア

- 5) リハビリテーション・環境改善
- 6) 家族（介護者）支援・相談
- 7) 各種在宅サービスの相談

8. 訪問看護サービス提供の責任者等

- 1) 訪問看護サービス提供責任者（管理者）： 園山 八重子
- 2) 主な訪問看護サービス提供の担当者 :
但し、都合により担当を変更する場合があります。

9. 訪問看護利用料について

- 1) 利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとします。介護保険による訪問看護または介護予防訪問看護を提供した場合は、介護保険負担割合証に記載の負担割合を乗じた金額とします。
- 2) 医療保険による訪問看護を提供した場合は、健康保険法及び老人保健法に定める算定基準により算定した額の加入保険の自己負担割合による額を徴収します。
- 3) 法定代理受領サービス以外については、前項の法定受領サービスの単価に、単位単価を乗じた額とします。
- 4) 通常の事業実施地域以外の地域へ訪問して行う事業に要した交通費は、その実施地域を超えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収します。
- 5) 利用者がサービスをキャンセルした場合は、キャンセルした時間に応じてキャンセル料の支払いを求めることとします。
- 6) 上記4項についての費用の他、衛生材料費、時間外の訪問に要する費用、エンゼルケア、エンゼルケアに係る訪問費等について、別紙「訪問看護料金表」のとおりとします。
- 7) 事業所が、訪問看護に係る利用料の支払いを受ける際には、「訪問看護料金表」で説明した上で、同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとします。

10. 通常の訪問看護事業の実施区域

事業所の通常の実施区域は、広島市西区の全域と中区・佐伯区一部の範囲とする。

- 中区（榎町、大手町、加古町、河原町、小網町、堺町、寺町、十日市町、土橋町、中島町、西十日市町、西白島町、猫屋町、広瀬北町、広瀬町、舟入中町、舟入町、本川町、基町）
- 佐伯区（旭園、石内上、石内南、五日市、五日市駅前、五日市中央、海老園、海老山町、五月が丘、五日市昭和台、新宮苑、藤垂園、利松、五日市美鈴園、美鈴が丘西、美鈴が丘東、美鈴が丘南、美鈴が丘緑、五日市皆賀、皆賀、八幡東、吉見園、楽々園）

11. 緊急時等の対応

訪問看護の提供を行っている時に利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める等の必要な対応をします。ただし、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の対応をします。また、その場合利用者の家族、管理者への連絡、該当居宅介護支援事業者又は該当地域包括センターに報告します。

12. 事故発生時の対応方法

- 1) 従業者が訪問看護の提供に際して万一事故が発生した場合は、利用者の家族に連絡し、該当居宅介護支援事業者又は該当地域包括センター、関係行政機関等に報告します。
- 2) 事故が生じた際には、広島パークヒル病院医療事故予防委員会において、その事故の原因を解明し、再発防止の対策を行います。
- 3) 訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。

13. 災害時（震災、水害、火災等）の連絡体制

- 1) 従業員の安否、施設被災状況等の確認のあと訪問看護体制が整い次第、利用者の安否確認等の連絡を取り、病状等に応じて必要な訪問看護を行います。
- 2) 必要に応じて、緊急連絡先の家族、主治医、該当居宅介護支援事業者又は該当包括支援センター等に報告をします。

14. 守秘義務と個人情報の保護

事業所は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、正当な理由なく漏洩いたしません。従業員の退職後及びサービス提供終了後も同様とします。また、利用者の個人情報の使用については、別紙「個人情報使用説明書」を遵守します。

15. 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

別紙「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」のとおりとします。

16. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

- 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- 2) 虐待防止のための指針を整備します。
- 3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- 4) 3) に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

17. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

18. その他、次の事項にご留意ください。

- ① 担当者が健康上の理由などで訪問できなくなった場合は、代理の者が訪問します。
- ② 看護師等は保険制度上「利用者の心身の機能の維持・回復のために、療養上の世話や診療の補助を行うこと」とされています。それ以外の業務（食事の支度、掃除等）をすることはできませんのでご了承ください。
- ③ 利用者が訪問看護の利用を中止する際は、速やかにご連絡ください。
- ④ 看護師等に対する贈り物や飲食などのもてなし必要はありません。

個人情報使用説明書

個人情報の使用は、次に記載するところにより、必要最小限の範囲内で使用します。

使用目的

- (ア) 利用者への医療・介護サービスの提供
- ① 当該事業者等の内部での使用
 - ② 当該事業者が利用者等に提供する医療・介護サービス
 - ③ 医療・介護保険事務の利用者に係る当該事業所などの管理運営のうち
 - ・利用開始、終了等の管理
 - ・会計・経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の医療・介護サービスの向上
- (イ) 他の事業者等への情報提供
- ① 当該事業者等が利用者等に提供する医療・介護サービスのうち
 - ・他の医療機関、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
 - ・他の医療機関等からの照会への回答
 - ・訪問看護にあたり外部の医療関係者の意見、助言を求める場合
 - ・検体検査業務の委託、その他の業務委託
 - ・家族への病状説明
 - ② 介護医療保険事務のうち
 - ・保険事務の委託
 - ・審査支払い機関へのレセプト提出
 - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
 - ・賠償責任保険等に係る医療・介護に関する専門団体、保険会社等への相談または届出等

上記以外の使用目的

- ① 当該事業所等の内部での使用
- ② 当該事業所等の管理運営業務のうち
 - ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・当該事業者等で行われる、研修生、学生の実習への協力
 - ・当該事業所等で行われる症例研究や研修への協力
- ③ 他の事業者等への情報提供
- ④ 外部監査機関への情報提供

使用範囲

- ① 利用者の主治医、入院・通院先の病院等
- ② 訪問看護指示関連、訪問看護計画、病状報告、ケアカンファレンス等
- ③ 居宅介護支援事業所、他のサービス事業所
- ④ サービス担当者会議、ケアカンファレンス、利用者情報のやり取り
- ⑤ 行政機関、保険会社等

使用期間

訪問看護ステーションハローナース西広島の契約期間中

重要事項説明の同意書

訪問看護サービスの提供にあたり、上記のとおり重要事項について説明をしました。

説明年月日 令和 年 月 日

事業者 事業者名 医療法人和同会
所在地 山口県宇部市大字西岐波229番地の3
代表者 理事長 高橋 幹治 印

事業所 所在地 広島県広島市西区田方二丁目16番45号
事業所名 訪問看護ステーション ハローナース西広島
管理者 園山 八重子

説明者 印

私は、訪問看護ステーション ハローナース西広島のサービスを利用するにあたり、本書面に基づき重要事項について、別紙「訪問看護料金表」に基づき利用料金について、別紙「個人情報使用説明書」に基づき個人情報の使用について、担当者から説明を受け、内容を十分に理解しましたので、同意いたします。

【利用者】

氏名 印

代筆者 印（続柄）

【連帯保証人】（自署押印）

氏名 印（続柄）

【連帯保証人】（自署押印）

氏名 印（続柄）

【その他関係者】（自署押印）

氏名 印

利用者との関係（該当項目に○）

成年後見人・保佐人・その他（ ）